

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

中心市街地およびその周辺には、市役所などの官庁施設や、コミュニティの拠点となる多くの施設が立地している。

また、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業により整備された再開発ビルには、「赤ちゃんから高齢者まで」「健康づくりから福祉サービスまで」総合的な相談と支援を行う、市の福祉拠点である健康福祉ステーションが入居している。第3期中心市街地活性化基本計画では、健康福祉ステーションにより、切れ目のない福祉サービス、同じ施設に整備されているハローワークと連携した就労支援の強化などにより、働きやすく暮らしやすいまちづくりを継続して促進していくとともに、地域や商店街と連携した取組を進め、人が集い、にぎわいがあふれるまちづくりを進めていく。

第2期中心市街地活性化基本計画で整備を進め、新たに開館する伊勢市歴史博物館では、市民だけでなく観光客も集い交流できる拠点として、展示や体験イベント、多様な団体と連携した催しを通じて、市の歴史文化等の情報を発信していくことが必要である。

〔2〕具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 5-1 【事業名】 文化資源保存活用事業

【事業実施時期】	平成 19 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	伊勢市歴史博物館の事業活動及び各施設の情報発信		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上		
【目標指標】	日平均歩行者通行量（4 商店街） 中心市街地活性化区域内の宿泊施設の宿泊者数		
【活性化に資する理由】	<p>「伊勢市全市博物館構想」に基づき、市全体を大きな博物館としてとらえ、全域に広がる博物館や自然・文化資産などを相互に連携させて有効活用を図る。</p> <p>新たに中心市街地区域内に開館する伊勢市歴史博物館では、展示や体験イベント、多様な団体と連携した催しを通じて、本市の歴史文化や地域資源の情報を発信していく。これらの取組を通じて、来訪者の興味・関心を喚起し、市内の名所・旧跡や博物館等への周遊を促すことで、滞在時間の延伸、宿泊促進、観光消費額の向上に繋げていく。</p> <p>特に、令和 8・9 年には「お木曳行事」が予定されており、多くの観光客の来訪が見込まれるため、効果的な施策の展開を図るとともに、他の博物館施設との連携を強化し、相乗効果を生むための取組みを進めていく。</p> <p>各博物館施設においても、企画展示や催し物の開催、季節の魅力を活かした情報発信などに積極的に取り組んでいく。</p> <p>以上の取り組みは、市内への誘客を促し、にぎわいを創出するものであることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業番号】 5-2 【事業名】 伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	伊勢市健康福祉ステーションの利用者の負担軽減を図るため、駐車料金の無料化を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	日平均歩行者通行量（4 商店街） 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	<p>市街地再開発事業により、民間事業者が施行した伊勢市駅前地区の施設に入居する伊勢市健康福祉ステーションで開催するイベント等の参加者の駐車料金を、無料化することで、気軽にまちなかへ訪れやすい環境を作る。また、子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる「笑子・幸齢化」のまちづくりを進め、住みたい・住み続けたいと感じられるまちとなることで、まちなか居住・定住の目標に繋がる。</p> <p>さらに、伊勢市駅前地区の市街地再開発事業は、隣接商店街への回遊など、にぎわいの創出を目的に整備した事業である。交流拠点へ入る本施設利用者の負担軽減を、隣接商店街を訪れる一つのきっかけとし、さらに、商店街と連携した取組みやイベント、情報発信によって、商店街を含めた周辺地域の商業施設へ回遊を促せることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4)国の支援がないその他の事業
該当なし